

SUMMARY

Morihiro Katō

The issue in 1872 of so-called *Jinshin-chiken*, the certificate of land title, and one of the starting points for land-tax reform, was studied. The case of Kaminaguri and Shimonaguri villages, Chichibu-gun, Musashi Province, was taken up, clarifying that the certificate was issued in December 1873, based on updates of the land ledgers through the Edo era in both of these villages. Also, it was clarified that the land-title ledger performed the role as a tax collection ledger for eight years between 1874 and 1881.

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

——江戸・東京近郊山村を例に——

加藤 衛 拓

はじめに

- (一) 地租改正研究における壬申地券発行の位置
 - (二) 検地帳と壬申地券
 - (三) 壬申地券と徴税
- 一 埼玉県西南部における寛文検地と壬申地券の発行
- (一) 「武州山之根筋」における寛文検地の実施と意義
 - (二) 埼玉県域における壬申地券発行
 - (三) 入間県西南部村々の壬申地券発行
- 二 上・下名栗村における寛文検地と帳面改め
- (一) 村の土地台帳としての寛文検地帳
 - (二) 享保九年上名栗村の村方騒動と帳面改め
 - (三) 享和三年・文化一〇年・明治三年上名栗村の帳面改め
- (四) 下名栗村の帳面改め
- 三 上・下名栗村における壬申地券の発行
- (一) 壬申地券の発行準備

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

- (二) 壬申地券の発行作業
 - (三) 壬申地券の特徴
 - (四) 高外地の取扱い
- 四 上名栗村における壬申地券に基づく租税徴収
- (一) 金納貢租の倍増と徴税
 - (二) 大区小区制下における徴税
 - (三) 三新法体制下における徴税
- おわりに

はじめに

- (一) 地租改正研究における壬申地券発行の位置

本稿では、地租改正事業に先立ち壬申地券を発行した町村の中には、近世を通じて検地帳が土地台帳として継続的に機能し、それを基礎帳簿に壬

申地券の発行が進められた村も少なからずあったことを明らかにする。地域によっては小百姓も含めた所持がほぼ寛文―元禄検地において確定され、その検地帳が更新を繰り返して、その延長上に壬申地券が発行される過程と、発行された壬申地券の役割についての考察である。

田畑や郡村宅地への壬申地券は、明治五年（一八七二）二月一五日の地所売買禁令解除^①の直後にあたる二月二四日、大蔵省が同達第二五号「地所売買譲渡二付地券渡方規則」全一四条を公布してまず売買・譲渡のあった土地への発行を打出し、同年七月四日には大蔵省達第八三号^②で全国の私有地への地券発行を布達、発行を一〇月までに終えるよう指示した。しかし、その原則を示すのは同年九月四日の大蔵省達第一二六号^③であった。二月の「地券渡方規則」に追加された第一五から四〇条で、特に第二四条に次のようにある通りである。

第二十四条

一、段別等持主申立ヲ以テ検地帳へ引合セ、相違無之分ハ据置ノ積相心得、検地竿入等取計不及候得共、地所境界紛雜取調差支候向ハ、一筆限り畝杭ヲ打、地引絵図為差出、落地無之様実地検査可致事但、余歩有之地所検地帳ニ比較増歩相成候分ハ、人民申立ノ通据置、右ニ相反シ、検地帳ヨリ減歩相成候地所、竿入検査ノ上、減歩可致事

（読点筆者、以下同様）

持主からの申し立てを村単位に検地帳で確認して発行し、土地の実測は最小限度にすることが基本原則であった。^④

こうした原則にもかかわらず、従来の地租改正研究では、壬申地券の発行を検討する論考においても、検地帳などの近世の土地台帳に基づく発行の困難性が指摘され、発行作業途上の六年七月に「地租改正法」^⑤が公布さ

れたため、壬申地券の発行はこの「改正法」に基づく改正地券に切り替えられて、せいぜい「地租改正の素地を準備した」と評価するに留まっていた。^⑥

これらの研究も子細に見れば、壬申地券発行に言及する部分もある。福島正夫は壬申地券発行の実態について全般的な不振を指摘しながらも、「例外的にはめざましい発行の進捗を示した府県もある」と述べる。^⑦丹羽邦男は、五年一〇月には間に合わないが、それ以降六年後半から七年にかけて発行を完了する府県が一五あったことを示す。^⑧有元正雄は丹羽が明らかにした府県に追加して、全約六〇府県のうち、一九府県・二島が発行を完了し、一六県は改組に移行したことを確認する。^⑨壬申地券発行については地域性があるとの認識であろう。この地域性とは、各府県の担当者による対応の差異もあるが、それ以上に各地域の近世における領知と所持のあり方の違いに原因があると考えられる。

地租改正研究では、近世における地域的差異を中心的問題にしないため、近世との連続性を十分に視野に入れてこなかった。その原因の一つは、同研究の対象とした史料が近代国家形成とともに作成されてきた行政史料にであったからである。地租改正が地方においていかに実現され、受容されていたかについては、地方史料を利用した研究が進められなければならない。その中では検地帳との関係も議論の俎上にのぼるであろう。

しかし、検地帳について、一九六〇年代の研究では貢租義務の根本台帳として農民にとって隷農身分の固定と捉え、それ以後の研究も含めて、検地帳やそれをもとに作成される名寄・小前帳の不備などにより、実地との照合は困難とされ、実測調査も合わせて実施されたと考えられてきた。^⑩結果として、これらの困難を解決するため、地租改正立法へ向かうとするの

である。¹⁵ こうした結論に至る背景には、検地帳との関係を始めから困難と捉え、検地帳からの連続性の追究を等閑視してきた側面があると思われる。

この見解にしたがって、近年地方史料をもとに壬申地券の発行が基本原則通りに進まなかった例を提示した研究がある。栃木県芳賀郡茅塚村(現真岡市)の坂入源左衛門の日誌分析に基づく徳永暁の論考である。¹⁶ 坂入は同村の名主で、明治になると宇都宮県第三大区二小区の副戸長などを務めた。まず坂入は自村の壬申地券調査を中心になって進めた。地押丈量を伴う調査であり、六年九月には同村に壬申地券が発行される。その後坂入は栃木県の地券校合係の一人となり、翌七年二月に全県の調査を終えた。調査を通じて検地帳の曖昧さ、ずさんさを思い知り、自ら正確な土地調査遂行の意義を自覚する。坂入は八年一〇月以降に展開する地租改正事業において地主総代として芳賀郡の事業に深く関わっていった。検地帳などに頼れずに地押丈量を進めた例である。

こうした事例が多かったことは事実であるが、検地帳との照合が原則とされた以上、それが可能であった地域もまた多かつたはずである。壬申地券への地方の対応に関し、国・府県に残る史料の重要部分は、原則による遂行が困難な地域から寄せられた質問書や提案とそれへの対応である。¹⁷ 基本原則通りに事業が進む地域については、根本的な質問が提出されないからである。結果として、国・府県レベルの史料研究では、原則を外れた地域を考察することとなり、原則を外れた地域の論理を一般化する傾向があったのではなからうか。

(二) 検地帳と壬申地券

日本列島中央に位置する畿内・東海道・東山道西部の天領・譜代藩領を中核とする地域では、近世初期政権の兵農分離と検地に伴う村切りを起点に、一七世紀を通じて小百姓も構成員として、それらの生産・生活補完的にも、年貢村請制を遂行する上でも自立的な近世村が確立していった。¹⁸ これらの地域では、神谷智によれば近世的な百姓高請地所持意識が成立し、売却地・質入地証文に検地帳に基づく表記がなされ、検地帳・名寄帳が村の土地台帳として機能していった。¹⁹ この検地帳・名寄帳が幕末までその機能を維持すれば、壬申地券発行の原則である検地帳を基準とした発行が可能なはずである。神谷は地租改正期にも言及するが、分析は高請地の売買譲渡証文の継続性に絞られる。すなわち、既存研究が「政府や地方行政レベルの分析が中心で」²⁰ あるため、在地での実際の土地売買譲渡の実態を解明しなければ地券の意味も解明されないとして同期の売買譲渡証文を取り上げ、「県郡の管掌となる地券と地券台帳による土地売買譲渡体系」と「旧近世村落の管掌となる土地売買譲渡証文のレベルの土地売買譲渡体系」の二重構造の存在を指摘する。前者の租税改革のための土地制度である地券は「歴史的継続性が希薄」で、後者が明治二〇年(一八八七)の登記法によって「登記所が管掌する登記証に引き継がれ」、前者は二二年(一八八九)の土地台帳規則の制定に伴って土地台帳が成立して廃止され、二重構造が解消されたとする。その上で、この土地台帳と、検地帳、地券台帳との関連の検討を課題として提示した。²¹ 神谷の分析は示唆に富むが、壬申地券にはふれておらず、もちろんその発行の原則に言及してはいない。神谷

の提示した地券の位置づけの真偽と課題に迫るためにも、その第一歩として、本稿では検地帳と壬申地券発行との関係を説明したい。

既に筆者は武州山之根筋を例に、その寛文検地の意義を明らかにしてきた²²。結論を急ぐならば、これらの地域では検地帳が村の土地台帳として機能し、それは近世を通じ帳面改めによって改訂版が整備されて、壬申地券はこれを基本帳簿に発行が可能となった。具体的には、武州山之根筋に含まれる埼玉県西南部の上・下名栗村(現飯能市)がその例である(図1)。

なお、山村の地租改正研究では林野のそれが問題とされ、林野の地租改正といえば、官民有区分(区別)が繰り返して議論されてきた。しかし、武州山之根筋の林野は多くが寛文検地において検地帳に登録され、地租改正はその私有林としての確認が一つの重要な作業となる。近世以来の私有林に対する地券発行については、山林地主研究、地租改正研究において概括的に論述されてきたが、具体的には成田雅美が一部明らかにしているにすぎない²³。

(三) 壬申地券と徴税

壬申地券の発行は税制改革が第一の目的であるから、発行の結果として起る徴税方法の変化と、その機能した期間についても説明したい。明治初期における徴税組織については、村請制の残存と石高性に基づく徴税、地租改正完了によるその解体や国政委任事務への移行が指摘されている²⁴。また、大区小区制下、三新法体制下における地方制度については多くの議論がある²⁵。しかし、これらにおいても壬申地券による徴税への言及はない。その実態を具体的に明らかにして、壬申地券の役割の一端を考察する。

一 埼玉県西南部における寛文検地と壬申地券の発行

(一) 「武州山之根筋」における寛文検地の実施と意義

ほとんどが天領であった武蔵国西部の武州山之根筋、多摩・高麗・入間・比企・男衾郡と秩父郡のうち外秩父の山麓・山方地域では、寛文六年から同八年(二六六―六八)の三年間に一円的に近世最後となる総検地が実施された。この検地は客観性を担保するため世襲支配代官とは異なる代官を検地役人とし、整備されつつあった幕府勘定所による天領直接支配の基礎となる在地把握であった²⁶。寛文期には武州山之根筋では小百姓も構成員とする近世村がほぼ確立しており、この検地は、領主である幕府にとつてそうした近世村に適合した貢租徴収を可能にし、百姓たちにとっては耕地所持の公的保証を得る検地となった²⁷。その結果、同地域では検地帳が村の土地台帳として機能していくことになる。

(二) 埼玉県域における壬申地券の発行

こうして検地帳が村の土地台帳として機能した武州山之根筋周辺における壬申地券の発行を議論するため、まず埼玉県域の研究を概観しておこう。埼玉県の地租改正について検討した佐々木寛司は、一九八八年刊行の『新編埼玉県史通史編5 近代1』に執筆し、自身の著書でも埼玉県における壬申地券の発行状況に言及する。事業が停滞する中、明治八年(一八七五)三月から地租改正に着手するため、壬申地券の発行は順調に進まない

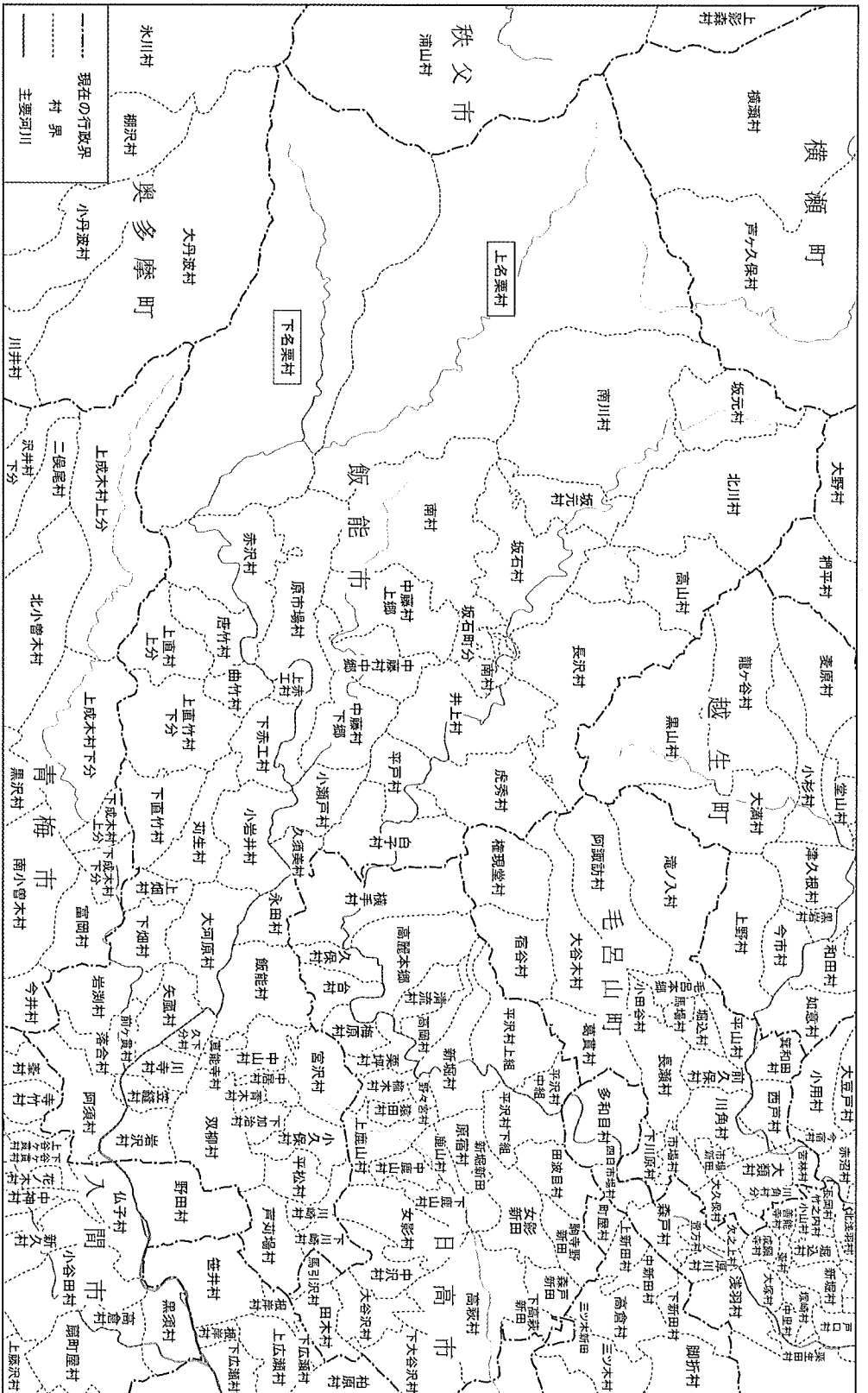


図1 上・下名栗村とその周辺
 出典：飯能市名栗村史編集委員会編『名栗の歴史(上)』飯能市教育委員会、2008年、458～459頁より引用。

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

うちに打ち切られ、この間の空白が壬申地券段階での調査も利用不可能にしたと推察されるので、「埼玉県における壬申地券の交付は、地租改正の直接的な序曲とはなりえなかったのである。結局、同県における地租改正は、壬申地券段階の調査蓄積を利用することなく、七五年三月以降その第一歩から調査が開始される」と、その意義を認めていない。

一方、その翌年一九八九年に刊行された埼玉県編『埼玉県行政史 第一巻』は、旧埼玉県（ほぼ荒川以東）と旧入間県（ほぼ荒川以西）に分けて論述する⁽³⁰⁾。まず旧埼玉県については、全土地所有者への地券発行を指令した五年（二八七）七月の大蔵省達を同月中に県下の町村に通達し、地券発行のため「土地一筆限帳」の作成を命じ、地券調査はほぼ翌六年五月末には終了したとする。旧入間県については、五年九月に地券発行の告諭を出し、その具体的方法を一〇月に示した。旧埼玉県と比べると遅れていたが、六年六月に入間県・群馬県が合併して熊谷県が設置されると、八月には地券調査がほぼ終了し、その後同年内から七年にかけて地券が発行されたとする。総じて、当初の予定より大幅に遅れたものの、「政府にとっては、土地所有者を確定できたばかりでなく、検地帳など旧公簿との食い違った土地の現況を把握し、売買地価の調査をし、土地制度や税制制度などの不統一の実情を把握できたことは、地租改正事業の基礎となる極めて重要な事業であった」とまとめる。佐々木とは正反対に、旧公簿に基づき、それとの違いも把握する調査による現埼玉県域の壬申地券発行完了を確認し、その意義に高い評価を与えているのである。『埼玉県行政史』は利用した史料が明示されていないため、こうした結論に至った根拠が明確ではないが、埼玉県庁文書を駆使しての考察と推定される。なお、前述の壬申地券に関する府県別発行状況を示した丹羽・有元は、埼玉県域にはふれていない。

(三) 入間県西南部村々の壬申地券発行

武州山之根筋が含まれるのは入間県の西南部（現埼玉県西南部）である。『埼玉県行政史 第一巻』刊行後に編纂されたこの地域の市町村史をもとに、壬申地券発行についてより具体的に確認しておきたい。

比企郡玉川村域（現ときがわ町）について、玉川郷では明治六年（二八七）三月一日から七月二日にかけて、郷内八組、各組二名ずつ担当を置き、同郡五明村では六年九月二八日に地券証税を地主ごとに取まとめて県へ上納しており、壬申地券調査は六年九月頃までかかった⁽³²⁾。同郡都幾川村域（現ときがわ町）では、本郷村・桃木村・関堀村・番匠村の四か村が六年七月二日に地券明細帳と絵図を県庁に提出し、県はこれを検査・確認した上で、八月一五日に旧松山陣屋に地券掛が出張して、各村から正副戸長立会人のうち二名が出頭して地券証を受領した。番匠村を例に取れば地券証八四三枚を受領し、証印税四四円八七銭六厘を納入した⁽³³⁾。

高麗郡（後に入間郡）であった日高市域では、六年六月から九月までに壬申地券が発行される。発行事業の遂行では村への経済負担が重く、鹿山村を例に見れば地券調費が民費総額の半分に達した⁽³⁴⁾。

入間郡であった上福岡市域（現ふじみ野市）では、川崎村における地券調査への従事人数が六年三月から五月にかけて二五名で、地券調査後の点検作業である「地券調直シ」が五月二日から六月二日に実施され、六月一三日には熊谷県に書類を提出し、九月二日から一五日にかけて県に向いて地券証を受け取った⁽³⁵⁾。同郡にあった狭山市域では、上広瀬村において八年五月二七日、第一号から第二三三六号までの地券が発行された。こ

れらは四名の立会人を含めた正副戸長が一括して受け取り、土地所有者個々へは正副戸長の手を通じて渡された。熊谷県による地券発行は、早くは六年九月ごろから開始されるので、同市域への発行は非常に遅れたとされる⁽³⁶⁾。

このように入間県域の埼玉県西南部の村々では、壬申地券発行が六年後半以降に実現していることがわかる。

入間県全体も含めて特に詳しく論じるのは、入間郡域に当たる所沢市域を解明した『所沢市史 下』(一九九二年)における渡辺隆喜の記述である⁽³⁷⁾。

これによると、壬申地券は厳密な土地測量をせず、検地帳、名寄帳など旧来の公簿に基づき発行され、「耕地売買直段書上」帳の作成が命じられる。売買直段とは地代金(地価)のことで、その土地の作徳米に三年平均米価をかけて算出された。入間県では地券発行の布達と同時に地券取調掛を任命して発行作業を統括させ、当初政府が完了を予定した明治五年一〇月にこの作業が開始された。地引絵図や地券下調帳の調査は、管轄地の広大さ、担当官員の不足、かつ農繁期を理由に、六年早春までの延長を申請する。

六年「村々地券調担当之者心得方」によれば、①田畑の現価は持主の申立て通り、②田畑が公簿より多少広くても代金で勘案などが、絵図面の作成法とともに指示されている。調査は六年三月頃までに一応は完了し、北野村で「地券下調帳」、糝谷村で「地券取調帳」、城村で「地券総計取調帳」・「耕地売買直段書上帳」などが作成される。北野村の場合、地券総数は三〇七五枚となる。一筆が四反二畝歩の畑地もあり、合筆されたらしく、実際の筆数はより多いと推定している。地価は相当低額とする。以上のように、検地帳などの近世の公簿をもとに、早急な地券発行のための調査が実施されたのである。

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

入間県(後に熊谷県)全体も壬申地券の発行が完了する。その西南部の武州山之根筋を含む地域の村々においてもそれが見出され、特に所沢市域における検地帳・名寄帳など旧公簿に基づく発行の確認が目される。原則である検地帳等をもとにした壬申地券の調査・発行が実行されたのである。

二 上・下名栗村における寛文検地と帳面改め

(一) 村の土地台帳としての寛文検地帳

武州山之根筋における寛文検地帳から壬申地券発行、その役割について、旧秩父郡上・下名栗村(現飯能市)に継続して分析を可能にする地方史料が保存されている。そこで以下、両村を事例に課題に接近したい。

両村とも検地のあった寛文八年(一六六八)の代官は中川八郎左衛門、検地役人は上名栗村は深谷喜右衛門、下名栗村は雨宮勘兵衛であった。上名栗村の検地帳は全一四冊⁽³⁸⁾、畑・屋敷合計三五六四筆、一〇七町四反七畝二八歩、下名栗村は全三冊⁽³⁹⁾、一五六三筆、六九町八畝一三歩である。これらの記載内容や、前後の名寄帳、隣接する我野谷(高麗川上流域)における家抱解放の実態から、この地域では寛文―宝永期に小百姓も構成員とする近世村が成立したと考えられる⁽⁴⁰⁾。また、両村を含む武州山之根筋の寛文検地の特徴は、現在は森林となっている山に存在した焼畑を、切畑・下々畑として検出したことにある。焼畑には「かぶり山」と称する林野が付属しており、以後耕地も含めて森林化が進展した⁽⁴¹⁾。

検地のあった翌年、寛文九年(一六六九)の下我野郷(現飯能市)の下々畑の売買証文では、検地帳上の反別が記され、「山共三」金二両二分で売却

され、延宝九年（一六八一）の上名栗村の入会をめぐる争論では、「御帳面之場」を拠点に林を立出し、炭釜を構築した⁽⁴²⁾。寛文検地帳が村の土地台帳として既に機能していることがうかがえる。元禄期以降も質入証文、売買証文では検地帳に記載のある「帳面畑」が常に根拠となり、土地に関する争論が起ると、これが権利主張の拠り所となったのである⁽⁴³⁾。

(二) 享保九年上名栗村の村方騒動と帳面改め

享保九年（一七二四）に上名栗村では世襲名主町田家の年貢勘定不正をめぐって村方騒動が起き、最終的には上名栗村が二つの組（古組・新組）に分かれる大争論となった。それを期に、検地帳を含む村方文書の作成・管理が惣百姓の認知するところとなり、以後節目ごとに帳面改めが実施されていく。この過程は保坂裕典が詳細に解明しているので⁽⁴⁴⁾、その論考をもとに、原史料を確認しつつ必要な範囲で整理しておきたい。

騒動の原因は名主一名で年貢や村入用に関する事務を担当していたことにあった。この争論からは以下が明らかになる。①耕地地の売買譲渡により所持者と年貢負担者とにずれが生じており、帳面改めと地押し調査による修正が必要となっていた。②小百姓も含めた惣百姓において、年貢関係帳簿の公開、年貢勘定作業への参加、村入用の明確化が求められた。

結局、騒動を申し立てた側は独立して新組を設立し、組頭が輪番で名主を務めることになり、それ以外は古組と称して町田家が名主を続けていった。上名栗村は、年貢割付を一村として受け取るが、割付年貢を新・古両組に分け、それぞれが小割りして徴収した上で、両組が合計して上納する体制になったのである⁽⁴⁵⁾。

騒動に伴い様々な土地及び年貢・村入用関係帳簿が整理される。「帳面之儀者、年久敷相改メ不申不埒ニ御座候」ため、両名主・各組頭・惣百姓が立会って相談し、古い帳面は廃棄し、今後明白な諸証文を利用し、「地押勘定当十一月より来巳四月迄之内相改メ、高反別相究可申」ことになった⁽⁴⁶⁾。この地押勘定は、翌享保一〇年九月に実施される。新・古組立ち会いの下で検地帳から名寄帳を作ろうとしたところ、「畑反別過不足有之」引き合わせられないため、入り組んでいるところは「前々より且今迄作来り支配仕候通り名所ニ相改」すなわち現所持者を優先し、「名寄帳面」を作成して年貢諸役を納入することになり、享保一六年（一七三二）に「享保十六年地押帳」が作成された⁽⁴⁷⁾。

(三) 享和三年・文化一〇年・明治三年上名栗村の帳面改め

享保一六年に新たな村方文書の作成・管理システムが構築されたが、享和二年（一八〇二）、新組において寛政期から開始された入札制による名主などによる年貢・諸役の取立に対する疑惑に端を発し、新組のうち輪番名主を出せない三つの村組がまとまって古組に復帰を望む村方騒動が起った⁽⁴⁸⁾。要望は実現しなかったものの、疑惑解明のため翌三年（一八〇三）閏正月から帳面改めが実施された。村方帳簿全体ではなく、土地・年貢関係帳簿を中心とした帳面改めである。享保期以来帳面改めをしてこなかったため、新組から古組へ、またその逆の土地異動が起り、それらを正確に把握する必要性が高まっていたからである。惣百姓が相談して新・古組別の帳面改めを実施し、現所持者を確定することになった。古組名主は「定役」のため帳簿の取り扱いに慣れているので、新組の帳面改めを請け負っ

た。帳面改めの基準として、両組間での土地異動について組高を動かさずに出作・入作関係としての処理などが取り決められた。⁽⁵⁰⁾

これに伴って、古組でも同年三月から帳面改めが実施される。享保期以降、新組と同様に検地帳改めをしてこなかったのをこれを進める必要に迫られ、古組の名主・村役人・惣百姓は以下の取り決めをした。⁽⁵¹⁾この間土地異動が多数あったため、「万一畝歩違、ヶ所違等有之候共、村役人中差図次第、地面有形を以高反別猶又振合可有之旨、承知納得致候事」、すなわち帳面が実態と異なっていた場合、百姓たちは村役人の指示に従い実態に帳面を合わせることを承知・納得したのである。その上で享和三年三月から翌文化元年にかけて古組村役人・百姓、隣村南村村役人など延べ約八九〇名が関わり、検地帳改めが金約三五両をかけて実施された。⁽⁵²⁾所持者と年貢負担者とを照合し、検地帳の一筆毎に「番付」をして縦四寸・横二寸の「鑑札」⁽⁵³⁾を発行し、所持地と検地帳との一致が確定した所持者に渡したものである。⁽⁵⁴⁾作業の効率化と以後の所持者と貢負担者の齟齬を未然に防止する有効な方法であった。⁽⁵⁵⁾

こうして新・古組とも本格的な帳面改めが実施されたが、新組ではその後も年貢勘定に関する村方出入が続き、一〇年後の文化一〇年（一八一三）九月から再度帳面改めを実施する。これも古組名主町田栄次郎に五〇両で依頼している。⁽⁵⁶⁾依頼の内容は翌一一年一月までに、新たな「御水帳写」、「名寄鑑式面」（検地帳の名寄帳）、「名寄帳」（年貢小割台帳）の作成であった。新組はもともと町田家の村政独占に対立して行政的に独立し、名主の輪番制・入札制を導入して惣百姓監視の下で村運営してきたものの、上名栗村は大村ゆえに三五六四筆という多くの検地帳の筆数があり、下々畑・切畑の森林化が進んだ結果としてそれらがより積極的に売買譲渡の対象となっ

ため、頻繁な土地異動が古組と入り組みながら繰り返されていた。これを名主を交代しつつ掌握する事務処理が困難になっていたと考えられる。

複雑な上名栗村の村構造が解消されたのは、明治維新後の明治三年（一八七〇）一月のことである。岩鼻県からの村役人削減の指示に従い、同村の新・古組は統一され、それと共に、複雑に入り組んでいた二三の村組を、わかりやすい領域境をもって一八の村組に組み替えたのである。⁽⁵⁸⁾対応して新・古組がそれぞれ管理してきた検地帳を統合する作業が実施され、新たに現所持者を筆毎に書き出した検地帳が作成された。⁽⁵⁹⁾検地帳の明治初年における帳面改めである。享和三年の番付を踏襲して朱書で各筆に番付し、全体は寛文検地帳と同じく畑地三二九七筆、屋敷二六七筆、合計三五六四筆、分筆のあった土地には枝番が付されている。

（四）下名栗村の帳面改め

下名栗村にも享保一七年（一七三二）八月、名請人の上部に「当主」名、すなわちその時期の所持者名を書き加えた検地帳の一部が残されている。⁽⁶⁰⁾同じく当主名や分筆などを細かく書き込んだ検地帳の写し全三冊が存在する。⁽⁶¹⁾作成時期は記されていないが、同村加藤家の当主名から推測すると、一八〇〇年前後と思われる。その後天保期末から安政期（一八四〇～一八六〇）と推定される朱書きによる修正があり、「番付」⁽⁶²⁾されている。ほかにも一から二度の書き加えが見られ、検地帳の当主名をたびたび確認していたことがわかる。さらに文久元年（一八六二）には、以下に示す検地帳の「鑑札」⁽⁶³⁾を発行した。上名栗村と同様、縦四寸横二寸の厚手の紙で、一枚を例に示すと以下の通りである。

(表)

〔丸囲み朱印〕
鑑札

御検地帳

文久辛酉年

名主半兵衛改

(裏)

向河原

名請
与三左衛門

一下々畑九畝歩

上名栗村町田家文書中にある下名栗村の検地帳の写も、当主名からこの年のものと推定される。下名栗村名主半兵衛が検地帳の帳面改めを実施し、それへの上名栗村古組名主町田家の援助があったのではなからうか。

三 上・下名栗村における壬申地券の発行⁽⁶⁵⁾

(一) 壬申地券の発行準備

明治五年(一八七二)二月二十四日、売買・譲渡のあった土地への地券発行を命じる大蔵省達第二五号「地券渡方規則」が公布された。これを上・下名栗村に伝えたのは入間県である。早速上名栗村では三月一九日から実態が畑の土地に「何畝何歩誰持小作人誰」という杭を作り立てていった⁽⁶⁶⁾。なお、山畑には実施していない。

すべての土地への地券発行を命じる同年七月四日大蔵省達第八三号をうけて、同月一七日、入間県の地券取調掛である横田五郎兵衛ほか九名から

「地券取調書御伺⁽⁶⁷⁾」が提出された。地代金の基準につき「一、田畑山林其外地代金之義者、村々当今売買取引直段実地取調可奉書上候哉」との問い合わせてある。壬申地券に関しては地価の基準が示されない点に最大の問題があった。地価については同年八月、上名栗村に「畑方売買直段書上⁽⁶⁸⁾」が残され、根拠は示されないが、反当価格を上畑三両、中畑二両、下畑一両、下々畑二分、芝畑二分、野畑一分位と記している。

同月、上・下名栗村からは「高反別一村限帳⁽⁶⁹⁾」が入間県に提出される。検地帳の集計表であり、検地帳に基づく現状報告である。下名栗を例にとれば、高請地六九町二反五畝一八歩がまず示された。その上で、「外二」として「村請」入会地としての「山」五二町九反二七歩と、「各請」の林畑である「林」一町八畝二〇歩が書き上げられる。「高反別一村限帳」にあわせて文久二年(一八六二)から明治四年(一八七二)までの本途額を一覧にした「畑貢額帳」も提出された⁽⁷⁰⁾。本途額は近世のそれを継承して下名栗村では永五一〜五三貫文であった。

「はじめに」で記したように、七月大蔵省達に対応して九月四日には二月の「地券渡方規則」に第一五〜四〇条が追加される。入間県では一〇月五日付けで「地券渡方規則」の要約版と「調方凡例」、「耕地売買直段書上帳」(凡例)を合わせた「地券規則御布告書⁽⁷¹⁾」を上・下名栗村の属する「第四大区戸長副長」に示し、これをもってすべての土地に対する検地帳を元にした壬申地券の調査が開始される。調査は簡略を求められ、反別は所持者の申し立てを検地帳と引き合わせて相違なければ良しとし、問題ある場合のみ地引絵図作製や実地調査を課した。この時点でも畑・屋敷の地価については「調方凡例」において「当今売買之相場見競、代価書出べし」とする程度である。

(二) 壬申地券の発行作業

これに則して上・下名栗村でも壬申地券発行のための調査が進められた。上名栗村では、翌明治六年(一八七三)一月から、組頭を務めてきた八名の担当者が地券掛となり、村組を単位に調査を遂行した。⁽⁷⁷⁾七月には、「地租改正法」が公布されて壬申地券を廃し、実態を把握する地押丈量と、地位等級の決定が示される。しかし、地租改正が実施に移されるのは八年(一八七五)三月に地租改正事務局が設置され、それが実際に機能し出す九月以降になる。⁽⁷⁸⁾上・下名栗村では壬申地券の調査を続行し、六年九月には調査結果の下書ができあがり、⁽⁷⁹⁾一二月をもって完了する。上名栗村では「地券明細書上帳」五冊、下名栗村では「畑屋敷山林其外明細書上帳」三冊(以下、共に「明細書上帳」が完成するのである。「明細書上帳」は五年九月の「地券渡方規則」の第四〇条「村限り地券台帳」作成の義務づけに基づくものである)。

上名栗村では一二月一三日〜一五日付けで、「地券明細帳」ができたので調印取立のため印形を地券会所へ持参すべき旨を伝える廻章が回覧された。⁽⁷⁷⁾下名栗村では以下のように六年一二月二六日に地券一、二〇枚が発行された。⁽⁷⁸⁾

(前略)

明治六歳酉十二月廿六日券証御下ケニ相成候

地券改之上

(朱筆)

〇合反別六拾七町三反三畝廿九步 下名栗村

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

内反別壹町八畝廿步 高外 林畑分

此地代金三千貳百七拾六円五拾銭

内金拾壹円 林畑分

高外公有地

反別五百廿壹町九反廿七步

地券之証千百廿枚

此印税金五拾六円五十二銭五厘 上納之事

但、壹枚ニ付五銭ツ、金十円以上ハ二分五厘マシノ割

(後略)

従来からの本途年貢地六七町三反三畝二九步(高外林畑分一町八畝二〇步を含む)に対してである。高外公有地(入会地)五二町九反二七畝には発行されていないと思われる。

上名栗村における壬申地券の印税と入費(調査費用)は、翌七年六月に、印税一一七円二銭三厘五毛、入費四七〇円一銭二厘九毛、合五八七円三銭六厘四毛を所有者に割り付け取り立てた。⁽⁷⁹⁾

(三) 壬申地券の特徴

これら「明細書上帳」に見る壬申地券の特徴は、第一に検地帳を現実の土地利用と所有者に対応させて、隣接する筆は合筆して編集し直し、地代金(地価)を書き上げているところにある。上名栗村を例に見れば以下の通りである。⁽⁸⁰⁾

(前略)

下々畑四畝歩
下々畑五畝四歩
下々畑六畝拾貳歩
第貳番
字ヲスサハ

一 下々畑林成壹反五畝拾六歩 石盛三三

此高四斗六升五合

此地代金壹円六拾八錢

此小作金拾五錢壹厘

持主

平沼源一郎◎

(中略)

下畑二畝拾貳歩 石盛 五 高壱斗貳升
下畑二畝拾貳歩 同 同 同壱斗貳升
下畑廿歩 同 同 同三升三合三勺三才
上畑壹畝拾貳歩 同 九 同壱斗二升六合
八番
字トチャカイ
一 交畑六畝廿六歩 同 町田忠次郎◎
此高三斗九升九合三勺三才
此地代金四円拾壹錢
此小作金四拾五錢貳厘

(後略)

第貳番は下々畑三筆を合筆して、実態は山林になっていたので「下々畑林成」という地目を与える。八番は複数の位付の畑を合筆したので「交畑」とする。

このように一部を合筆をしたため、筆数は上名栗村においては寛文検地帳の三五六四筆に対して「明細書上帳」の二三〇九筆と約六五%に、下名栗村においては寛文検地帳の一五六三筆に対して「明細書上帳」の一六一六筆と約七一%になった。検地帳の再編集なので反別はほぼそのまま反映し、壬申地券には直接関係しないが、石盛もそのままにして高が計算される。いふなれば「壬申地券」という新鑑札発行のための、近世から繰り返

表1 上名栗村壬申地券集計表(明治6年12月)

地目	位付	反別		地代金	反当価格
		町 畝	歩	円	円
畑	上畑	3.23	16	229.75	7.1
	中畑	5.03	21	271.27	5.3
	下畑	12.54	10	587.87	4.6
	下々畑	9.02	12	325.72	3.6
	切畑	1.27	18	59.11	4.6
	交畑	20.00	24	1,082.54	5.4
	屋敷畑成	0.36	4	28.07	7.7
小計	51.48	15	2,584.33	5.0	
林	上畑林成	0.01	0	0.08	0.8
	中畑林成	0.10	23	0.59	0.5
	下畑林成	1.69	5	48.41	2.8
	下々畑林成	11.49	14	351.43	3.0
	切畑林成	15.92	11	699.72	4.3
	交畑林成	23.97	16	955.33	3.9
	屋敷林成	0.02	7	1.28	5.7
小計	53.22	16	2,056.84	3.9	
屋敷	屋敷	1.48	6	204.96	13.8
	上畑屋敷成	0.08	21	10.48	12.0
	中畑屋敷成	0.13	12	15.03	11.2
	下畑屋敷成	0.49	7	64.14	13.0
	下々畑屋敷成	0.37	4	34.49	9.2
	切畑屋敷成	0.12	5	12.80	10.5
	交畑屋敷成	0.73	28	116.93	15.8
小計	3.42	23	458.83	12.8	
合計(2,302筆+7筆)	108.13	24	5,100.00	4.7	
新田交畑林成	74.82	12	25.00	0.0	

されてきた帳面改めと捉えられる。上・下名栗村については、近世後期からの延長上に壬申地券を位置づけられるのである。しかし、近世には各筆の等級毎に反永が示されて取永が決定されたが、今回は反当地代金の記入はないまま、「地代金」と「小作金」が示された。こうして集計された上・下名栗村の地目・位付・反別・地代金などは表1・2の通りである。

この表からわかるように、壬申地券発行の第二の特徴は、近世後期には名目となった検地帳の地目から、それぞれの筆の実態に則した地目が示されたことである。特に下々畑や切畑の多くやその他の地目からも山林とな

出典) 町田家近代冊7-37、明治6年12月「地券明細書上帳五」。

表2 下名栗村壬申地券集計表(明治6年12月)

地目	位付	反別		地代金	反当価格
		町 畝	歩	円	円
畑	上畑	4.54	23	466.75	10.2
	中畑	5.82	27	472.00	8.0
	下畑	7.96	29	474.75	5.9
	下々畑	3.89	4	155.00	3.9
	交畑	9.25	26	640.50	6.9
	屋敷畑成	0.45	3	31.75	7.0
	小計	31.94	22	2,240.75	7.0
林	下畑林成	0.75	28	7.50	0.9
	下々畑林成	2.97	27	46.00	1.5
	切畑林成	20.14	1	473.50	2.3
	交畑林成	6.86	22	99.75	1.4
	小計	30.74	18	626.75	2.0
屋敷	屋敷	3.21	24	359.00	11.1
	上畑屋敷成	0.04	14	5.00	11.1
	中畑屋敷成	0.10	4	11.25	11.1
	下畑屋敷成	0.12	4	14.00	11.5
	下々畑屋敷成	0.07	13	8.75	11.7
	小計	3.55	29	398.00	11.2
	合計(1,116筆)	66.25	9	3,265.50	4.9

出典) 加藤家151、明治6年12月「三番畑屋敷山林其外明細書上帳」。

った筆は「林成」とし、また屋敷に換わっている畑は「屋敷成」、畑になつた屋敷は「畑成」と、畑、山林、屋敷という実質的な地目に峻別された。既に寛文検地で下々畑や切畑として山の所持が確定し、以後森林化が進行して⁽⁹¹⁾いたが、その部分は壬申地券では地目を山林として明確に私有地とされ、入会地以外の山林にはすべて私有地としての地券が発行されたのである。この点が壬申地券発行の新機軸であり、九年から本格的に始まる地租改正の地ならしとして、極めて重要な作業であった。

表1・2から、反当価格は畑については、結果的に先述の「畑方売買直段書上」の三倍から五倍となり、位付によって格差を付けている。両村の

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

違いを見ると、畑は下名栗村が位付の高い方により高価格をつけて平均でも二円高く、林については上名栗村が三〜四円、下名栗村が一・四〜二・三円と上名栗村が倍額になっている。実質的に耕地の割合が大きい下名栗村、人工林の割合の高い上名栗村という村柄を反映すると捉えられる。こうして上・下名栗村では検地帳の再編集によって「地券明細帳」が作成され壬申地券が発行されたが、反別や筆の区画は実態と大きく乖離していたと思われる。特に「林成」の筆については「かぶり山」が検地帳には反映されていないため、その乖離は甚だしかった。早急な地券発行には対応できたが、より実態を反映し、公平な土地の把握には、地租改正による地押調査を待たざるを得ない。

(四) 高外地の取扱

検地帳に登録された高請地については以上の通りであったが、「地券取調心得」に「第貳拾壹条 秣場其外反別無之分者凡反別取調地券を請可申事⁽⁹²⁾」と指示されるように、下名栗村の「明細書上帳」には、高請地を合計後、「外二」として表3の内容が記されている。寺領一八筆は明治四年(一八七二)の上知令により官有地化された。(二)で示したように、林畑二一筆、一町八畝二〇歩は地代金が示され地券が発行された。最後にある官林は旧御林である。問題になるのは入会地である八筆の秣場と六筆の山であった。備考にも示した通り、六年一二月時点では「総村持」とされ、地代金も記された。この時点での地券発行の有無は確認できない。しかし、以後張紙によって「公有地」に変更されて地代金は抹消される。地租改正に伴う官民有区分ではこのうち八筆の「秣場」が一三年(一八八〇)五月二〇

表3 下名栗村の高外地(明治6年12月)

高外地 番号	筆数	反別		地代金 円	地目	備考
		町 畝 94	歩 15			
1~18	18	31.21	18	—	元寺領上知畑	近世には高請地も含む
		1.00	1	—	元寺領上知林	
		1.08	20	11.00	元寺領上知境内	楞巖寺・龍泉寺・洞雲寺
19~39	21	1.08	20	11.00	林畑	立出しを公認された林
40~47	8	120.90	12	80.50	秣場	初め持主を「総村持」と記し、その上に「公有地」の張紙。地代金は張紙にて抹消
48~53	6	401.00	15	611.75	山	「秣場」と同様。地代金は左記の上に101円の張り紙。さらに張り紙にて抹消
54	1	242.42		—	官林	字桂子山旧御林

出典) 加藤家151、明治6年12月「三番畑屋敷山林其外明細書上帳」。

註) 一は記載なし。

日「官有地御引直シ願」により官有林野とされ、その後、下戻し運動の対象となっていた。

上名栗村の高外地については、元寺社領一町一反七畝二一步、山(公有地萱銭場)三七町二反二一步、山(公有地山銭場)一一町三反歩、官林(元御林)三八町七反五畝歩である⁽⁸⁴⁾。入会地の官有林野化はなされなかったが、同じく地券の発行は不明である。

四 上名栗村における壬申地券に基づく租税徴収

(一) 金納貢租の倍増と徴税

明治六年(一八七三)六月、前年の五年にさかのぼって関東畑方の永納貢租は二倍に増額された⁽⁸⁵⁾。これは上・下名栗村でも同様であった。上名栗村については、畑・屋敷七一円七三銭九厘八毛が一四三円四拾七銭九厘六毛に、新田二円四二銭六毛が四円八四銭一厘二毛に、山税場五三銭一厘が一円六銭二厘に、萱野税場二か所が五〇銭から一円、五五銭から一円一〇銭にと、すべて二倍になり、納合金が七五円七四銭一厘四毛から一五一円四八銭二厘八毛となった⁽⁸⁶⁾。下名栗村については、四年の割付で同様の項目を見れば畑・屋敷永五二貫六五三文二分、入会村持山役永一三貫五五〇文、百姓林銭永五九文八分、山銭永一貫七五〇文、合計永六八貫一三文⁽⁸⁷⁾が、六年の割付ではそれぞれ一〇五円三〇銭六厘、二七円一〇銭、一二銭、三円五〇銭、納合金一三六円二銭六厘であった⁽⁸⁸⁾。永一貫文は一円に相当するため、これも二倍になっている。幕末の物価騰貴があったため、永納年貢は事実上相当安価になっており、二倍になっても村方は大きな打撃を受けな

かったと思われる。

五年の上名栗村の「租税皆済帳」は「地租之部」と「雑税之部」・「諸懸之部」を書き分けてある。本途年貢に山税・林税を加えた地租は一五一円四八銭二厘八毛、小物成等であった雑税が八円四〇銭、地租・雑税の合計の三％にあたる諸懸(口銭)四円七九銭六厘を加えて納合金一六四円六七銭八厘八毛である。⁽⁸⁸⁾この租税金額へ諸入費(村入用)を加えた二五〇両(円)が、翌六年三月に持高一石当り四六銭六厘四毛七糸の割合で所持者に小割され、徴税の村内単位である村組毎に集計されている。⁽⁸⁹⁾地目・位付別の反永は示されず、村方にて持高へ割当てたのであろう。翌六年の租税もほぼ同額であった。⁽⁹¹⁾下名栗村も同じく、六年「癸酉租税皆済帳」では地租一三六円二銭六厘、雑税八円六一銭一厘、三％の諸掛(口銭)四円三三銭九厘、納合金一四八円九七銭六厘であった。近世の年貢割付・皆済と同様であり、年貢を租税に変え、村請制による納入がなされている。個々の所持者への小割も、上名栗村は明治三年(一八七〇)に、下名栗村は文久元年(一八六一)に帳面改めをした検地帳をもとにした課税・納税であろう。

なお、五年から地域行政区域として大区小区制が施行されていたが、壬申地券の発行や地租改正事業、徴税事務については近世村が実行主体となっており、大区小区に「埋没」していないことは言をまたない。⁽⁹³⁾

(二) 大区小区制下における徴税

問題は壬申地券が発行された後の、明治七年(一八七四)からの課税と納税の実態であり、これは地租改正に基づく改正地券を元にした徴税が始まる一五年まで続くことになる。下名栗村については史料を欠くため、以下

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

では上名栗村について検討する。

上名栗村の七年一〇月「夏成税并入費内取割附帳」⁽⁹⁴⁾の第一頁目は以下の通りである。

記

甲戌年
夏成御租税
并村費内取

一、金百円也

内 金五拾円也 反別割

反別百八町壹反三畝廿四歩ニ割

壹反ニ付

金四銭六厘式毛六糸掛

(朱書)
金式銭四厘六毛過

金五拾円也 地価割

地価金五千百円ニ割

金壹円ニ付

金九厘八毛掛 (朱書)
金式銭不足

(後略)

七年夏成分一〇〇円について、上名栗村が壬申地券に基づき、五〇円を反別割、五〇円を地価割とする。その割付法は反別割は一反当り四銭六厘二毛六糸、地価割は金一円当り九厘八毛を掛けている。その後の頁には村組別に所有者ごとのこの割付に基づく徴収金額と、村組の集計値が記される。一一年(一八七八)までは同様の史料が残される。すなわち、壬申地券の反別と地価調査を活かし、租税・村費を従来と同様の「村請制」によって徴収しているのである。

(三) 三新法体制下における徴税

明治二十一年(一八七八)七月に公布された「三新法」により、府県財政と町村財政とが区分される。⁽⁹⁶⁾一二年からは上名栗村でも租税徴収簿の表題が「第一期・二期地租・地方税并村費内取帳」と変化する。表題からも地租Ⅱ地租(国税)、地方税(県税)、村費(村税)と類別されている。以下はその記載内容である。

記

明治二十二年五月七日納
一、金拾九円四拾六錢五厘

地価割税金
戸数割金共

同年八月八日納
一、金拾円七拾貳錢八厘

地価割税金

一、金三拾五円也

十二年第一期
地 税 金

一、金八拾八円也

十二年第二期
地 税 金

合金百五拾三円拾九錢三厘

外

金四拾六円八拾錢七厘

村費内取

此所

金貳百円也

内 取 立

内
金百円也

地 価 割

但 地価金壹円ニ付
金壹錢九厘四毛四

金百円也

反 別 割

但 反別壹反ニ付
金九錢貳厘〇八条

(後略)

地価割税金・戸数割金(県税)、一二年第一期・第二期の地税金Ⅱ地租(国税)、村費(村税)が合計二〇〇円となり、これを地価割一〇〇円、反別割一〇〇円で徴収するという。県税には「戸数割」も見られるが、徴税は従来通り地価割・反別割によっていた。この地価・反別も壬申地券に基づいている。

しかし、一三年(一八八〇)に入ると徴収方法が変わる。地価割に単純化されるのである。一三年二月の「二十二年第二期地方税取立帳三号」⁽⁹⁹⁾では一二年第二期地方税(県税)五六円余について、壬申地券の地価金合計五一三七円四五錢⁽¹⁰⁰⁾で割られ、地価金一円につき一錢九毛三糸五を徴収される。次いで一三年一二月の「地税并地方税取立帳四号」⁽¹⁰¹⁾では一二年第四期・第六期地税(地租・国税)、一二年度分の残の地方税戸数割(県税)、一三年分第一から三期地税(地租・国税)、合計三〇〇円三一錢四厘が、同じく壬申地券の地価金合計で割られ、地価金一円につき五錢八厘四毛五糸六で徴収されている。すなわち一三年からは前年度分も含めて全て壬申地券の地価金に割り当てて徴収されることになったのである。徴税の村内単位の村組も、一三年二月に上名栗村ではその後の行政区に相当する第一号組から第九号組に再編され、それぞれの組の代表が「納人」としてとりまとめ納税している。徴税の体制は村組の再編を除けば変化はなく、一五年九月に徴収された一四年度分まで維持される。

壬申地券の反別・地価は一四年度分まで利用され、戸数割県税も新設さ

れるが、この間実際に戸別に割り当てられることはなかった。そして一六
年に入って徴収される一五年度分から、地租改正の結果決定した地価が徴
税の基準となるのである。⁽¹⁰⁾

おわりに

本稿では、壬申地券がその原則通り検地帳に基づいて発行される例を明
らかにした。埼玉県域では旧埼玉県も旧入間県も全県にわたって、明治六
年(一八七三)から七年にかけて壬申地券が発行された。その大きな理由と
して、『所沢市史下』などから近世村の土地台帳として機能した検地帳の
存在に着目し、分析の具体的事例を近世・近代において関連史料のまとま
っている秩父郡上・下名栗村に求めた。

両村は武州山之根筋に位置する。同筋では一七世紀後半に小百姓も構成
員とする近世村が確立し、その時期に実施された寛文検地によって構成員
の所持がほぼ公認される。上名栗村では享保九年(一七二四)に村を新組・
古組に二分する村方騒動が起こり、その際の徹底した帳面改めを嚆矢に、
その後もたびたび年貢勘定を原因とする村方騒動が再発し、検地帳を始め
とする帳面改めを実施した。最後は明治三年(一八七〇)、新・古組の統一
に伴い検地帳が改められていた。下名栗村も検地帳の改めや修正を繰り返
した。上名栗村では享和三年(一八〇三)の帳面改めの際に再編した検地帳
に番付をして一筆ごとに鑑札を発行し、下名栗村では天保期末から安政期
の修正の時に検地帳に番付し、文久元年(一八六一)に検地帳を更新した際
鑑札を発行した。こうして両村は近代に至るまで寛文検地帳を村の土地台
帳として機能させてきたのである。

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

そのため近代に入り壬申地券の発行を命ぜられた時も、「地券渡方規則」
の原則通り、両村においては地押丈量をせず検地帳の再編のみによってそ
の調査を進め、明治六年(一八七三)二月の地券発行に至るのである。地
券は検地帳の鑑札の詳細な内容による再発行に相当すると捉えられる。地
券について神谷が指摘するように「歴史的継続性が希薄」とはいえない実
態を示している。

両村の壬申地券の特徴は、第一に入間県(後、熊谷県)に共通するよう
であるが、同じ所有者の隣接する筆は合筆したことである。そのため、検地
帳より筆数が六、七割に減少した。第二に、現況に合わせた地目として仕
分けしたことである。上・下名栗村を含む武州山之根筋では、寛文検地に
よって山にある焼畑が下々畑・切畑として把握され、製炭や材木生産の発
展に伴って雑木山・杉檜造林地として、付属する「かぶり山」とともに森
林化していた。したがって壬申地券ではそれらを「林成」と捉え、私有林
として地券を発行した。山林のうち奥山にある入会地を除く大きな部分が
私有林となったのである。なお地代金(地価)が示されるが、その基準は不
明である。

壬申地券で確定された反別と地価は、明治七年(一八七四)から地租改正
において新たな地価が決定される一四年(一八八二)分まで、地租(国税)は
もとより、地方税(県税)、村費徴収の基本となった。最初は課税に対して
村が反別割・地価割で個々に割り振り、それまでと同様村組単位で徴収し、
村にまとめた。一三年・一四年は地租割に単純化し、村組も上名栗村につ
いてはその後の行政区となる第一から九号組に再編され、その代表者が
「納人」として徴収して村に納めている。壬申地券とその書上である「地
券明細帳」は八年間、国・県・村税の徴収において役割を果たし、徴税シ

STEMは近世以来の「村請制」が機能していたのである。

壬申地券が八年以降に地押丈量を伴い進められる地租改正にいかに関連するか、また「村請制」の変質については、今後の課題としたい。加えて、上・下名栗では山にある所持地における毛上が林業という商品生産の対象となる森林資源に転化したため、その売買譲渡が広範に展開し、結果的にたびたび検地帳が更新されつづけ、壬申地券発行が原則通り実施されたと見ることが出来る。同じ入間県内での平場農村の分析が求められるであろう。

註

- (1) 内閣官報局『法令全書』第7冊「明治五年」同局「国立国会図書館近代デジタルライブラリー、以下略」、五九頁、明治五年二月一日、太政官布告第五〇号。
- (2) 前掲(1)内閣官報局、五三二―五三九頁。
- (3) 前掲(1)内閣官報局、六四九頁。
- (4) 前掲(1)内閣官報局、六七四―六七八頁、埼玉県飯能市大字上名栗九区町田家文書(学習院大学史料館所蔵、以下町田家近代冊一―一九、明治五年九月「御規則書(地券渡方規則第一五条以下三九条まで)」。
- (5) 福島正夫「地租改正の研究」(有斐閣、一九六二年)三三五―三三七頁。丹羽邦男は、それゆえにこの発行によって法認された所有の本質は近世からの土地保有と変わらないとしている(丹羽邦男『明治維新の土地変革―領主的土地所有の解体をめぐる―』御茶の水書房、一九六二年、二五九―二六〇頁)。
- (6) 前掲(5)福島書、二三五頁、前掲(5)丹羽書、二九七―三〇六頁、有元正雄「地租改正と農民闘争」(新生社、一九六八年)一四二―一四六頁。
- (7) 内閣官報局『法令全書』第八冊「明治六年」同局、四〇二―四二二頁、明治六年七月二七日、太政官布告第二七二号、同月二八日、同第二七二号、町田家近代冊一―一、(明治八年)「地租改正法(写)」。
- (8) 佐々木寛司「日本資本主義と明治維新」(文献出版、一九八八年)三六五―三七〇頁、奥田晴樹「日本の近代的土地所有」(弘文堂、二〇〇一年)五六―六二頁、同「明治国家と近代的土地所有」(同成社近現代叢書①、同成社、二〇〇七年)六九―七六頁。
- (9) 前掲(5)福島書、二四九頁。
- (10) 前掲(5)福島書、二四六―二四七頁。
- (11) 前掲(5)丹羽書、二九八頁、第24表。
- (12) 前掲(6)有元書、一五四―一五七頁。
- (13) 前掲(5)福島書、二二一頁。
- (14) 前掲(5)丹羽書、二九七―三二二頁、福島書、一三五頁。
- (15) 前掲(5)福島書、二四九頁、丹羽書、三〇九頁、前掲(8)奥田書、二〇〇七年、七六頁など。
- (16) 徳永暁「栃木県における壬申地券調査と地押丈量の実態」(近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』近代租税史論集1、有志舎、二〇〇八年、所収)。
- (17) 例えば、地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料上巻』(有斐閣、一九五三年、一九七一年改訂)。
- (18) 水本邦彦「近世の村社会と国家」(東京大学出版会、一九八七年)など。ここで敢えて地域を限定するのは、東北地方を調査すると近世村のあり方が、水本が示すような構造とは異なるからである。
- (19) 神谷智「近世初中期における質的証文と百姓高請地所持」(同「近世における百姓の土地所有―中世から近代への展望―」校倉書房、二〇〇〇年、所収)。
- (20) 前掲(19)神谷書、二九六頁。
- (21) 以上、前掲(19)神谷書、三二二―三三三頁。
- (22) 加藤衛拓「近世山村史の研究―江戸地廻り山村の成立と展開―」(吉川弘文館、二〇〇七年)第一―三章。
- (23) 成田雅美「山林原野の公私有区別」『筑波大学農林社会経済研究』第二〇号、二〇〇三年、二一―五三頁、「山林の年季売買と地券」『同上』第二二号、二〇〇四年、五五―七七頁。林野の地租改正研究については、成田がこれらの論考において整理している。

- (24) 齋藤稔「税務行政と共同体」『税務大学校論叢』二二二号、一九七八年、一七七頁、奥田晴樹「地租改正と地方制度」(山川出版社、一九九三年)一八頁注(5)、渡辺尚志「明治維新と村請制」(同編)『近世米作単作地帯の村落社会』越後国岩手村佐藤家文書の研究、岩田書院、一九九五年、同「豪農・村落共同体と地域社会—近世から近代へ—」柏書房、二〇〇七年、所収)丑木幸男「戸長役場史料の研究」(近代史研究叢書8、岩田書院、二〇〇五年)八〇・二八六・二九三頁など。

(25) 丑木幸男による研究史の整理がある(前掲(24)丑木書、一三三―一九頁)。ほかに筒井正夫「大区小区制下の地方行政—静岡県駿東郡御殿場・小山地方の村々を事例として—」『滋賀大学経済学部研究年報』第一二巻、二〇〇五年、松沢裕作「明治地方自治体制の起源—近世社会の危機と制度変容—」(東京大学出版会、二〇〇九年)など参照。

(26) 加藤衛「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』第七号、一九九三年、一四八頁(後に前掲(22)加藤書、改編所収)。

中野達也は近世前期の武蔵国における検地全般を検討して、西部山間部について同様の結論を導いている(中野達也『近世の検地と地域社会』吉川弘文館、二〇〇五年)。

- (27) 前掲(22)加藤書、第一―三章。
 (28) 佐々木寛司「地租改正の実施」(埼玉県編『新編埼玉県史 通史編5 近代1』埼玉県、一九八八年、第一章第三節(二)一五三―一五四頁)。
 (29) 前掲(8)佐々木書、三六九頁。
 (30) 埼玉県編『埼玉県行政史 第一巻』(埼玉県、一九八九年)一八七―一九五頁。
 (31) 前掲(30)埼玉県編書、一九四―一九五頁。
 (32) 吉本富男「地租改正と産業事情」(玉川村教育委員会編『玉川村史 通史編』玉川村、一九九一年、第五章第一節(三)六六三―六六六頁)。
 (33) 吉本富男「地租改正と地域の対応」(都幾川村史編さん委員会編『都幾川村史 通史編』都幾川村、二〇〇一年、第四編第一章第一節(三)五五―五七頁)。
 (34) 安田浩「地租改正の実施」(日高市史編集委員会・日高市教育委員会編『日高市史 通史編』埼玉県日高市、二〇〇〇年、第四編第一章第四節(六)一五―六一

検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割

七頁)。
 (35) 大日方純夫「土地制度と変わる租税」(上福岡市教育委員会上福岡市史編纂委員会編『上福岡市史 通史編下巻』上福岡市、二〇〇二年、I第一章(3)三六―三九頁)。

(36) 事務局「地租改正」(狭山市編『狭山市史 通史編II』狭山市、一九九五年、第五編第一章第三節(二)―三頁)。

(37) 渡辺隆喜「地租改正の実施」(所沢市史編さん委員会編『所沢市史 下』所沢市、一九九二年、第五編第二章第二節(五)一―五三頁)。
 渡辺は後に「明治国家形成と地方自治」(吉川弘文館、二〇〇一年)において地租改正に言及するが、この例にはふれていない。なお、入間県域東北部にある大里郡上麻生村でも検地帳に基づく壬申地券の発行が確認できる(丑木幸男「解題」、『国文学研究資料館史料館編『史料叢書4 戸長役場の史料』名著出版、二〇〇〇年、三七―三八頁)。

(38) 町田家四五六―四六九、寛文八年五月一―二四日「武州秩父郡加治領上名栗村御縄打水帳一四冊之内(一)―(四)」。

(39) 埼玉県飯能市下名栗五区加藤衛家文書(以下、加藤家)一―三、寛文八年五月「武州高麗郡加治領下名栗村申之御縄水帳上・中・下(字)」。

(40) 前掲(22)加藤書、第二章。

(41) 前掲(22)加藤書、第二章。

(42) 前掲(22)加藤書、七八―八二頁。

(43) 前掲(22)加藤書、八二―一〇〇頁。

(44) 以下、保坂裕典「村方騒動と文書の作成・管理システム—武蔵国秩父郡上名栗村を事例として—」『学習院大学史料館紀要』第六号、一九九一年、二一―六二頁による。保坂はこの争論を、惣百姓が年貢勘定に参加する実態としての近世村の確立と位置づけている。

(45) 町田家六九九六、享保九年閏四月「為取替申済口證文之事」。

(46) 町田家六九九五、享保九年閏四月「取替シ申證文之事」。

(47) 町田家六九九七、享保一〇年九月「相定申地押證文之事」。

(48) 現存する町田家文書中には存在しないが、町田家三〇〇、年不詳「上名栗村前々書物改目録」に書き上げられている。

- (49) 享和期以降の帳面改めについては前掲(44)保坂も記すが、丸山美季「上名栗村の組分けと文書管理」(飯能市名栗村史編集委員会編『名栗の歴史へ』)飯能市教育委員会、二〇〇八年、所収)がより正確である。
- (50) 町田家七〇一八、享和三年閏正月「奉差上済口證文之事」。丸山美季「村運嘗と村役人」(前掲(49)『名栗の歴史へ』)所収。
- (51) 町田家六九五七、享和三年三月「一札之事」。
- (52) 町田家二二八〇、享和三年「帳面改請懸り勘定帳(古組)」。
- (53) 町田家番号なし。前掲(49)『名栗の歴史(上)』二四四頁、図3-2-16。
- (54) 町田家五一四〇五二八、享和三年「寛文八年武州秩父郡加治領上名栗村申縄打水帳写(二四冊)古組」、同七八四、享和三年「慶応二年」(鑑札渡しにつき請取札数取調帳)。
- (55) 前掲(49)丸山、二四四頁。
- (56) 町田家六九五九、文化一〇年九月「帳面改請負書付之事」。その結果、町田家五二九〇五四一、文化一一年「寛文八年武州秩父郡加治領上名栗村申縄打水帳写(二四冊)新組」が作成される。
- (57) 前掲(22)加藤書、一八四頁。
- (58) 町田家一八二一、明治三年六月「組替議定書」。以下詳細は井上かおり「明治維新後名栗地域の村と村組」(飯能市名栗村史編集委員会編『名栗の歴史(下)』)飯能市教育委員会、二〇一〇年、所収)。
- (59) 町田家五四三〇五五六、明治三年一月「武州秩父郡加治領上名栗村申縄打水帳写(二四冊)新古両組合併に伴い作成」。明治三年の帳面改めについては、加藤衛城「地租改正と林野の官民有区分」(前掲(58)『名栗の歴史(下)』)所収)一五頁にも記した。
- (60) 加藤家二五六九、享保一七年八月「(寛文検地帳写・前欠)」。下名栗村の帳面改めについては、これまで解明されていない。
- (61) 前掲(39)加藤家一〇三。
- (62) 前掲(22)加藤書、一八四頁、表25。
- (63) 加藤家一〇二、文久元年「鑑札(朱印)御検地帳」など。
- (64) 町田家五五九〇五六一、寛文八年五月「(下名栗村縄打水帳写)」。
- (65) この章は既に加藤衛城「地租改正と林野の官民有区分」(前掲(58)『名栗の歴史(下)』)所収)の一部(一五〇二頁)に執筆したが、不十分な点もあり史料を再調査して書き改めた。
- (66) 飯能市大字上名栗七区平沼宏之家文書(以下、平沼家)二一六・三三三・四六八「古今稀成年代記」(『名栗村史研究那栗郷』二、二〇〇一年)六四頁。以下、「年代記」。
- (67) 加藤家一四〇六。
- (68) 町田家近代冊二五一。
- (69) 町田家近代冊七二六、明治五年八月「高反別一村限帳」、飯能市大字下名栗四区町田昭好家文書(以下、町田昭好家三九、明治五年八月「高反別一村限書上、畑荒地高反別帳、免下取調書上、畑貢額帳、一村限取調書上綴)。
- (70) 前掲(69)町田昭好家三九。
- (71) 町田家近代冊八一三一、明治五年一〇月「地券規則御布告書」、加藤家一三七、同。「はじめに」に示した明治五年九月四日の大蔵省達第二二六号第二四条は、この「地券規則御布告書」では「地処永代売買御差許ニ相成候ニ付、売買并譲渡代替等惣而名前替り候分ハ勿論、従来持地共取調之上地券可相渡候ニ付、質地書入等之分左之通り可調心得候」(以下、「地券取調心得」二六か条のうち第一二五条にあたる)。
- (72) 前掲(66)「年代記」六七頁。
- (73) 前掲(8)奥田書、二〇〇一年、六八頁。
- (74) 町田家近代冊二五二四、明治六年九月「反別地価小作総計書抜」。
- (75) 町田家近代冊七二三八・三四・三六・四一・三七、明治六年二月「地券明細書上帳巻」五。
- (76) 加藤家一五一、明治六年二月「三番畑屋敷山林其外明細書上帳」。一番・二番はなく、当史料に「右寄」として総計が掲載される。
- (77) 町田家近代状一一二二〇・七〇・七一、明治六年一月三日〜十五日「廻章」。「記急廻章」。
- (78) 飯能市大字下名栗四区小澤高司家文書(以下、小澤家三三、明治二年八月「岩鼻小室信太夫様御役所御掛り(明治初期村方記録)」。

- (79) 町田家近代冊一〇―三七、明治七年六月「御印税并入費取立帳」。
- (80) 前掲(79)、町田家近代冊七―三八。
- (81) 前掲(22)加藤書、第一―四章。
- (82) 前掲(71)町田家近代冊八―三一、加藤家一三七。
- (83) 小澤家一七三、明治二三年五月二四日「地価帳名前変換下案表、官有地御引直シ願等改正地券発行に伴う文書綴」。
- (84) 町田家近代冊七―三五、明治六年二月「高外地券帳」。
- (85) 前掲(28)佐々木「地租改正の実施」一五〇―一五一頁、前掲(8)佐々木書三六一―三六五頁。
- (86) 町田家近代冊一〇―一四、明治五年一〇月「壬申租税上納割附帳」。
- (87) 加藤家一四二、明治六年二月「辛未租税割附」。
- (88) 加藤家一五六、明治六年一月―同七年六月「癸酉租税皆済帳、癸酉租税上納割賦帳、地引帳書抜、高外林畑之分綴」のうち「癸酉租税上納割賦帳」。
- (89) 町田家近代冊一〇―一四、明治六年六月「明治五壬申租税皆済帳(控)」。
- (90) 町田家近代冊一〇―一二―一、明治六年三月一八日「壬申御租税并諸入費内取」。
- (91) 町田家近代冊一〇―三九、明治七年六月「癸酉租税皆済帳」。
- (92) 前掲(88)加藤家一五六。
- (93) 鈴江英一「大小区制下の村について―『旧村埋没』論をめぐる研究史の整理と克服のために―」『史学』第六二卷第一・二号、一九九二年、一八五―二一〇頁など。
- (94) 町田家近代冊一〇―四三、明治七年一〇月「夏成税并入費取立割附帳」。
- (95) 町田家近代冊一〇―四八、明治八年九月一八日「御租税并諸入費内取」、同
- 一〇―五一、明治九年三月三日「記(租税上納金・村費内取立金)」、同一〇―五三―一明治九年二月「記(御租税・村費内取)」、同一〇―五三―二、明治九年二月九日「記(新立組分御租税・村費内取)」、同一〇―五七、明治一〇年一〇月二五日「記(白岩組分租税・村費内取)」、同一〇―五九、明治一一年二月「(白岩組分租税・村費ほか受取)」。
- (96) 吉岡健次『日本地方財政史』(東京大学出版会、一九八一年)七頁。
- (97) 町田家近代冊一〇―七三、明治二年一〇月「第一期・二期地税・地方税并村費内取帳番号」。
- (98) 戸数割税については水本忠武『戸数割税の成立と展開』(御茶の水書房、一九九八年)参照。
- (99) 町田家近代冊一〇―八三、明治二三年二月「十二年度第一期地方税取立帳三号」。
- (100) 三七四四五銭増となっているが、その理由はわからない。何らかの追加措置があったと推定される。
- (101) 町田家近代冊一〇―八六、明治二三年二月「地税并地方税取立帳四号」。
- 以下、町田家近代冊一〇―九二、明治一四年二月「地方税其外村費内取立帳五号」、同一〇―九四、明治一四年四月「明治十一・同十二年分山林原野地税取立帳六号」、同一〇―九四、明治一五年九月「地税地方税及村費内取帳八号」まで同様である。
- (102) 町田家近代冊一〇―一〇五、明治一六年一月三日「(明治十五年度地租地方税・村費第三・九号組分受取)」。

